

## 「除染に関する緊急実施基本方針」に関する主な論点

本資料は、審査会における議論のために作成したものであり、指針の内容、損害の範囲について何ら予断を与えるものではない。

「除染に関する緊急実施基本方針」(以下「基本方針」という。)と原子力損害の関係については、以下の点を検討することが必要である。

### 1. 損害の範囲

(1) 基本方針においては、下記のとおり、放射性物質による汚染の程度に応じ、国又は地方公共団体等が主体となって除染を進めるとされている。

#### ア 避難指示を受けている地域(計画的避難区域、警戒区域)

- ① 県及び市町村と連携の上、国が除染を実施。
- ② ただし、市町村が希望する場合は、市町村自ら除染計画を作成・実施することも可能。(この場合、国は財政支援、専門家派遣 などを通じて全面的に協力。)
- ③ 特に追加被ばく線量(※)が年間20ミリシーベルトを大幅に超える区域においては、まずは国が除染のモデル事業を実施。  
(※)自然被ばく及び医療被ばくを除いた被ばく線量を指す。

#### イ 追加被ばく線量が概ね年間1～20ミリシーベルトの間の地域

- ① 「市町村による除染実施ガイドライン」に基づき、市町村が除染計画を策定・実施。(国は、専門家の派遣、財政支援、住民への情報提供、測定機器の提供などで支援。)
- ② 比較的線量の高い地域においては、面的な除染が必要。比較的線量が低い区域においては、局所的に高線量を示す箇所(側溝や雨樋など)の除染が重要。
- ③ 公的施設については、その管理責任主体(県、国など)が、市町村の除染計画に基づき、除染を実施。

#### ウ 追加被ばく線量が概ね年間1ミリシーベルト以下の地域

国は、県及び市町村と連携し、局所的に高線量を示す箇所につき、住民を含めた関係者が安全かつ効率的・効果的に除染できるよう、必要な支援を行う。

#### エ 土壌等の処理

長期的な管理が必要な処分場の確保等は、国が責任を持って行うが、当面の

間、市町村又はコミュニティ毎に仮置場を持つ。(国は財政面・技術面で支援。)

その他、県の情報提供や測定機器の提供などの協力あり。

※ 基本方針は、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」の趣旨と整合的なものであり、基本方針に定める内容は、法律の枠組みが立ち上がり次第、順次移行することとなる、とされている。

(2) (1)の除染に関する措置等の実施に伴い費用が発生するが、どの範囲まで原子力損害(事故と相当因果関係のある損害)に該当すると考えるのが適当か。また、除染の実施に関し、この他に想定し得る損害はあるか。

(3)これらの論点につき、今後策定される市町村の除染計画の内容、実際に行われる除染措置等を踏まえ、検討する必要があるのではないか。

## 2. 基本方針発出前の扱い

仮にこれらの全部又は一部につき損害として認めた場合、基本方針が出される前の取組はどう考えるか。中間指針の出荷制限指示やその他の政府指示の例によってよいか。

(例)中間指針第5 政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害について 1 営業損害(備考) 2)

同指示等がなされる前に自主的に当該制限を行っていたものについては、本件事故の発生により合理的な判断に基づいて実施されたものと推認でき、これを賠償対象から除外すべき合理的な理由がない限り、当該制限に伴う減収分等が賠償すべき損害と認められる。

## 3. 中間指針との整理

(1) 中間指針には、除染につき以下の類型が存在する。

### ア 避難等指示区域内の営業損害

- ・ 避難指示等に伴い事業に支障が生じたために負担した追加的費用として、商品や営業資産の除染費用を例示(中間指針第3の7)。(必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めている。以下同じ。)

- ・ 同指示等の解除後に事業再開のために生じた追加的費用として、機械等設備の除染費用を例示(中間指針第3の7)。

イ 避難等指示区域内の財物価値の喪失又は減少等

- ・ 対象区域内の財物につき、財物価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合や、平均的・一般的な人の認識を基準として財物価値の全部又は一部が失われたと認められる場合における追加的費用として、除染を例示(中間指針第3の10)。
- ・ この場合、合理的な除染等の費用は、原則として当該財物の客観的価値の範囲内のものとするが、文化財、農地等代替性がない財物については、例外的に、合理的な範囲で当該価値を超える金額の賠償も認められ得る(同上備考)。

ウ 農林水産物等の出荷制限指示等に係る営業損害

- ・ 同指示等の解除後に事業再開のために生じた追加的費用として、農地や機械の除染費用を例示(中間指針第5の1)。

エ その他の政府指示等に係る営業損害

- ・ 事業への支障を避けるために生じた追加的費用として、水道事業者による除染費用や、校庭・園庭における放射線量の低減費用を例示(中間指針第6の1)。
- ・ このうち、校庭、園庭における土壌に関して放射線量を低減するための措置については、少なくとも、政府又は地方公共団体による調査結果に基づくものであり、かつ、政府が放射線量を低減するための措置費用の一部を支援する場合には、学校等の設置者が負担した当該措置に係る追加的費用は賠償すべき損害と認めている。(※今回の基本方針に基づき行われる措置に、比較的近いものと考えられる。)

これ以外にも、一時立入り費用、風評被害における追加的費用等において、賠償すべき損害として除染費用が例示されている。

(2) 基本方針に基づく除染費用を賠償すべき損害を認めた場合、これら中間指針に記述された類型との関係をどう考えるか。例えば、

- ・ 両者は同じ性格の損害であり、基本方針に基づく損害として整理すべきと考えるか。それとも、異なる性格の損害であり、指針では併記すべき(実際には両者に重複して該当する場合もある)と考えるか。